



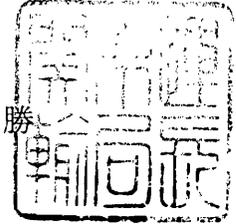
関自旅2第385号

平成7年2月21日

社団法人東京都個人タクシー協会

会長 千葉 一 殿

関東運輸局長 山下邦勝



タクシー運賃・料金の改定に伴う改定運賃の実施方について

東京都特別区、武蔵野市、三鷹市地区にかかるタクシー運賃・料金の改定については、平成7年2月21日付けで認可したところであるが、その実施にあたっては下記により行うよう傘下会員に周知徹底を図られたい。

なお、財団法人東京タクシー近代化センターに対して、別紙のとおり指示したので了知されたい。

記

1. 新運賃・料金の実施方法について

- (1) 新運賃・料金は、新運賃・料金実施日の午前5時以降に出庫する車両から適用すること。
- (2) 新運賃メーター器を実施日までに装着できず、実施日以降「運賃換算表」を使用して運賃を収受するときは、「運賃換算表」を車内の旅客から見易い位置に掲出すること。
- (3) 高速自動車国道及び自動車専用道路における運賃メーター器の取扱いについては、それぞれの入口において運賃メーター器を「高速」の位置に操作し、出口において「賃走（深夜・早朝にあっては割増）」に切り換えること。ただし、新運賃メーター器を取り付けることができず、旧運賃メーター器を使用する場合にあっては従来と同様に行うこと。

- (4) 旅客の申し込みにより迎車回送する場合は、運賃メーター器を「迎車」の位置に操作すること。
- (5) 迎車回送して旅客の指定した場所に到着後、旅客の都合により車両を待機させる場合は、旅客にその旨を連絡した後運賃メーター器を次により操作すること。
 - ① 無線車が無線基地局を経由して迎車回送した場合にあっては、「無線待」に操作するとともに、前面外側から明瞭に識別できる「無線予約」の表示をすること。
 - ② 上記以外の迎車回送にあっては、「賃走（深夜・早朝にあっては割増）」に操作するとともに、前面外側から明瞭に識別できる「予約車」の表示をすること。また、運送の途中において、旅客の都合により待機させる場合にあっては「予約車」の表示をすること。
- (6) 時間制運賃を適用する場合にあっては、前面外側から明瞭に識別できる「貸切車」の表示をすること。ただし、「貸切車」の表示を貸切車板により表示する場合には、表示装置にカバーをすること。
- (7) 旅客が指示した目的地に到着したときは、停車後直ちに運賃メーター器を「支払」の位置に操作すること。
- (8) その他、現在実施されている制度の適用上の注意については、従来と同様に行うこと。

2. 利用者に対する周知徹底について

- (1) 新運賃・料金の内容について、新聞に掲載する等利用者への周知を図ること。
- (2) 新運賃・料金の内容を記載したリーフレット等を利用者に配布すること。
また、新運賃メーター器を装着していない車両の運賃・料金等の取扱いについて記載したリーフレット等も利用者に配布すること。
- (3) タクシー乗場、盛り場等に立看板を掲出し、新運賃・料金の実施について周知徹底を図ること。
- (4) 特に、時間制運賃、遠距離割引については、新しい制度であることから、利用者に対し制度の内容及び適用方法等について周知徹底を図ること。

3. 表示等について

新運賃・料金の実施日には、次の事項を全車両に表示し又は掲示したうえで

出庫すること。

(1) 車外の表示

車両左側前部ドア、後部ドアの三角窓又は相当の位置に、当該車両の初乗運賃額を示すステッカーを貼付すること。

(2) 車内の掲示等

ア. 運転者席後部等に、次の事項を和文及び英文で掲示すること。

① 新運賃・料金の内容

② 新運賃メーター器を装着していないものにあつては新運賃メーター器装着までの運賃・料金収受方法

イ. 新運賃メーター器にあつては「新メーター」と表示すること。

4. トラブル防止のための街頭指導等について

(1) 新運賃メーター器の装着が完了するまでの間、新運賃・料金による旅客とのトラブル、違法行為等を防止するため、街頭指導を強化し、特別苦情処理体制をとること。

(2) 事業者に対し、新運賃・料金内容及び運賃換算表の取扱いについて、十分指導すること。特に、時間制運賃及び遠距離割引については、新しい制度であることから指導を徹底すること。

(3) 事業者に対し、新運賃メーター器の取扱いについて十分指導すること。特に、高速道路利用時における「高速」ボタンの取扱い、及び運賃メーター器とは別体で基本運賃額等のデータ信号を受けて割引等の演算及び料金の加算を行い、かつ、割引等の演算及び料金の加算後の収受額が表示できる機能を有する外付け運賃・料金ユニット（以下「外付け運賃・料金ユニット」という）の操作方法については、今回新たに導入されるものであることから指導を徹底すること。

5. 運賃・料金の割引について

(1) クーポン券割引

クーポン券の割引は、クーポン券の発売時に割引くこととし、運賃・料金の支払時での割引は行わないこと。

(2) 障害者割引及び遠距離割引

障害者割引及び遠距離割引は、運賃・料金の支払時における運賃メーター器表示額から算出することとなるので、次のいずれかの方法により割引を行

うこと。

ア. 「外付け運賃・料金ユニット」を装着している車両にあっては、これにより割引後の運賃・料金を収受すること。

イ. 「外付け運賃・料金ユニット」を装着していない車両にあっては、割引後の運賃・料金額の「早見表」を事業者に携帯させ、これにより割引後の運賃・料金を収受すること。

6. 輸送実績等の報告について

新運賃メーター器の装着が完了するまでの間、新運賃メーター器の装着状況について前日までの装着数及び未装着数を翌日の10時（翌日が休日の場合はその翌日）までに東京陸運支局長あて速報すること。



関自旅2第391号
平成7年2月21日

財団法人東京タクシー近代化センター
会 長 坪 井 東 殿

関東運輸局長 山 下 邦 勝

新運賃の実施に伴う措置等について

東京都特別区、武蔵野市、三鷹市地区を適用区域とする事業者からのタクシー運賃・料金の改定申請については、本日付けをもって別紙のとおり認可し、平成7年3月18日から実施することとなった。

この実施にあたっては、別紙物価問題に関する関係閣僚会議の決定の趣旨等に基づき別添のとおり関係事業者団体あて通達したので了知されたい。

また、貴センターにおかれては右通達の実効を確保するため、下記事項を中心に適切な対応を図られたい。

記

1. 新運賃料金にかかる旅客とのトラブル、違法行為を防止するため、十分な業務を遂行されたい。
2. 運転者の接客態度の改善、地理知識の徹底等サービスの向上を図るため、事業者、運転者に対する研修を図られたい。
3. 乗車拒否、中央車線走行行為、偽装迎車等利用者利便阻害行為の防止のため、指導教育に努められたい。
4. 平成6年10月26日付け関自旅2第5360号による通達に従い、タクシー近代化センターの機能の強化の実施に向けて積極的な取り組みを図られたい。
5. 屋根付きタクシーのりばの整備拡充を図られたい。